

1. 本雇用契約が入社日から起算して 3 か月以内に終了した場合、受託者は、委託者に対し、受領済みの本対価のうち以下に定める金額を返還する。但し、本雇用契約終了の事由が専ら委託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

- (1) 入社後 30 日以内の退職：紹介手数料の 50%
- (2) 入社後 31 日以上 60 日以内の退職：紹介手数料の 30%
- (3) 入社後 61 日以上 90 日以内の退職：紹介手数料の 10%